

新規創業から事業成長まで、あなたを全力で応援します!!

リフォーム補助



新たに事務所を新設・増設・拡大移転を考えている事業者の方へ。あなたのチャレンジを後押しするため、リフォーム費用の一部を補助します。

※ 小売・飲食店・サービス提供などの店舗機能を有する事業所は対象外となります。

補助内容：物件リフォーム費用の 1 / 2 以内（上限100万円）
※ 応募多数の場合は予算の範囲内で補助額を調整する事があります。

応募締切：令和8年9月30日（水）

※対象者については「宜野湾商工会議所 企業立地支援事業募集要項（リフォーム補助）」をご参照下さい。

👉 お手続きの流れ



【申請・問い合わせ先】

宜野湾商工会議所 (宜野湾市真志喜 1-11-11)
TEL : 098-897-0111

受付時間：平日 9 時 00 分 ~ 16 時 30 分 (土日・祝祭日除く)
※詳細は下記連絡先、または宜野湾商工会議所HPをご確認ください。

<https://ginowan-cci.or.jp>



● 必要書類一覧（リフォーム補助） ●

個人事業主の場合

- ①空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③市町村税（国民健康保険税を含む）の
滞納のない証明書（完納証明書）
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可）
- ⑥賃借物件の改装前写真（外観・内観）、地図
- ⑦確定申告書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は開業
届出書（写し）
- ⑧複数の物件リフォームに係る見積書（原則
市内業者）
※工事内容が分かる資料を添付すること（施工図面、平
面図、仕様書等）
※看板設置費用を申請する場合は、看板のレイアウト図
又は設置イメージ図を提出すること
- ⑨その他必要と認められた書類

法人の場合

- ①空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料
- ②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）
- ③法人市民税の完納証明書
- ④申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤許認可が必要な業種は証明書の写し
（改装後に取得する場合は後日提出可）
- ⑥賃借物件の改装前写真（外観・内観）、地図
- ⑦直近期の決算書（写し）
※決算期を1度も迎えていない場合は法人
設立届出書（写し）
- ⑧複数の物件リフォームに係る見積書（原則市
内業者）
- ⑨法人商業登記簿謄本
※工事内容が分かる資料を添付すること（施工図面、平面
図、仕様書等）
※看板設置費用を申請する場合は、看板のレイアウト図又
は設置イメージ図を提出すること
- ⑩その他必要と認められた書類



申請の際は、上記書類をご準備のうえ 9月30日までにご提出ください。

（注） 次のいずれかに該当する方は補助対象となりません。

- （1）本補助金の申請前に工事着手しているもの
- （2）法令に違反するもの、公序良俗に反するおそれのあるもの
- （3）政治活動及び宗教活動に関するもの
- （4）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの
- （5）宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条1号に規定する暴力団又は同条2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- （6）物件改装費を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は受ける予定のもの
- （7）過年度に本補助金（同一区分）の交付を受けている者